

質問回答

平成25年6月14日

「アフガニスタン国カブール首都圏開発計画推進プロジェクト(デサブ南地区上水道運営維持管理能力強化サブプロジェクト(ファスト・トラック制度適用案件))」

(公告日:平成25年6月5日/公告番号:1)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	<p>P5、(5) 「本業務調整員の人件費はKMADPの予算にて支弁されるため、プロポーザルにおいて見積りに計上しないこととする」</p> <p>P7、(6)、1) 「コア要員用の4WD車両1台のカブールでの借上げ費用を見積もりに計上すること」</p> <p>P15、(3) 「効率的な事業実施のために必要と判断された場合は現地での人員雇用を認める」</p>	<p>P5とP15のご指示内容から、「受注者の現地調整員を備上しない」と想定されていると理解します。しかし、P7で言われる現地レンタカーを備上する場合、契約・業務日数管理及び支出等金銭管理のために、現地の業務調整員が必要です。</p> <p>しかし、この作業のために業務調整員を雇用すると、「効率的な事業実施のために」という必要要件と合致しないと想定します。レンタカーの契約・業務日数管理・支払管理等は、KMADPで備上する業務調整員でやっていただけるとの理解で良いでしょうか。この場合、受注者は、当該業務調整員の請求に従って、GKD(JICAの首都圏開発推進事務所)の口座に資金を振り込むことになると想像します。</p>	<p>現地業務調整員については、GKDプロジェクト全体で共通の調整員を雇用することを予定しており、本サブプロジェクトの業務実施契約の中で雇うする必要はありません。</p> <p>上記現地業務調整員の雇用経費以外の、プロジェクトの実施にかかる各種経費は見積りに計上してください。ただし、第三国研修参加C/Pの航空券は本邦又は第三国で購入し現地にEチケットの情報を送り、日当・宿泊費は第三国研修時に受注者が直接C/Pに渡す等、できるだけ、アフガニスタンでの支出が発生しないよう工夫をしてください。</p>
	<p>指示書一般部のP4、第7</p> <p>P15、(15)及びその他項目で共</p>	<p>第三国研修に係る経費を別見積でお見積させていただきますが、以下のうち、どの範囲までが受注者の業務になりますか。通常、本邦研修では、</p>	<p>本サブプロジェクト内で行う第三国研修については、ご質問の1)～6)の項目それぞれについて、業務実施契約の中で支出いただくことを想定</p>

	<p>通</p> <p>「第三国研修」のスキーム</p>	<p>航空運賃・日当・宿泊費や通訳について、貴機構が別途支弁しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) C/P 要員の航空運賃 2) C/P 要員の日当・宿泊費 3) 現地語の通訳 4) 現地のレンタカー（専門家用除く） 5) 現地の発表会等の経費 6) 現地で発生する講師料や資料準備費 	<p>しております。研修の実施国における現地講師についてもプロポーザルにてご提案の上、必要経費を見積に計上してください。</p>
	<p>指示書一般部の P4、第 7</p> <p>P6、(3)</p> <p>「本邦若しくは第三国での協議又はテレビ会議等の方法で行うことを想定している」</p>	<p>IC/R 協議を第三国での実施で提案した場合、その費用の見積方法は、第三国研修に準ずるといふ考え方で良いですか。</p>	<p>その通りです。</p>

以上